

平成十三年政令第二百四十八号

確定拠出年金法施行令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 総則（第一条）

第二章 企業型年金（第二条―第二十六条の三）

第三章 個人型年金（第二十七条―第四十五条）

第四章 個人別管理資産の移換（第四十五条の二―第四十六条の二）

第五章 確定拠出年金運営管理機関（第四十七条―第五十四条）

第六章 雑則（第五十五条―第六十条）

附則

第一章 総則

（個人別管理資産額の計算）

第一条 確定拠出年金法（以下「法」という。）第二条第十三項の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、その計算の基準となる日における次に掲げる額の合計額とする。

一 その者の個人別管理資産に係る運用の方法ごとの当該運用の方法におけるその者の持分に相当する額（手数料、報酬その他の当該運用の方法に係る契約の変更又は解除に要する費用（その者の個人別管理資産から負担するものに限る。）があるときは、その費用に相当する額を控除した額）の合計額

二 次に掲げる金銭の額の合計額

イ その者に係る法第二十一条第一項の規定により資産管理機関（法第二条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下「同じ。」に納付された事業主掛金（法第三条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。以下同じ。）及び法第二十一条の二第二項の規定により資産管理機関に納付された企業型年金加入者掛金（法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金をいう。以下同じ。）又は法第七十条第一項の規定により連合会に納付された個人型年金加入者掛金（法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金をいう。以下同じ。）及び法第七十条の二第一項の規定により連合会に納付された中小事業主掛金（法第六十八条の二第二項に規定

する中小事業主掛金をいう。以下同じ。）であつて、法第二十五条第一項（法第七十条において準用する場合を含む。）の規定により運用の指図が行われる前のもの

ロ その者の個人別管理資産に係る法第二十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による運用の方法に次掲げる金銭の額の合計額

(1) 預金又は貯金（利子を含む。）の払出しに係る金銭の額

(2) 信託財産の交付に係る金銭（収益の分配を含む。）の額

(3) 有価証券の譲渡又は償還に係る金銭の額

(4) 生命保険若しくは生命共済又は損害保険に係る保険金、共済金、返戻金その他のその者に帰属する金銭の額

第二章 企業型年金

（事業主への返還に係る事業主掛金）

第二条 法第三条第三項第十号の政令で定める事業主掛金に相当する部分は、当該企業型年金を実施する同項第一号に規定する事業主（附則第二条第四項を除き、以下単に「事業主」という。）が拠出した事業主掛金の額（次の各号に掲げる者に係る事業主掛金の額を除く。）とする。ただし、当該事業主に資産を返還する日における個人別管理資産額（当該各号に掲げる者に係る個人別管理資産額を除き、法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した者又は法第五十四条第一項、第五十四条の二第一項若しくは第八十条第一項から第三項までの規定により資産が移換された者）にあっては、当該個人別管理資産額のうち当該事業主掛金を原資とする部分の額に限る。）がこの項本文に規定する事業主掛金の額より少ないときは、当該個人別管理資産額とする。

一 企業型年金加入者の資格を喪失した日において当該企業型年金の障害給付金の受給権者である者

二 法第十一条第一号、第三号、第四号（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十四条第五号に該当することにより第一号等厚生年金被保険者でなくなった場合に限り、第五号（法第四条第三項に規定する企

業型年金規約（以下単に「企業型年金規約」という。）の変更に係る場合その他厚生労働省令で定める場合に限る。）又は第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者

第三条 法第三条第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業主が法第七条第一項の規定により法第二条第七項に規定する運営管理業務（以下単に「運営管理業務」という。）の全部又は一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る契約（法第七条第二項の規定による再委託に係る契約を含む。）に関する事項

二 法第八条第二項に規定する資産管理契約（以下単に「資産管理契約」という。）に関する事項

三 事業主掛金の納付に関する事項

四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、企業型年金加入者掛金の納付に関する事項

五 法第二十二條の規定による措置の内容

六 法第五十二条第一項の規定により資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項

七 法第五十四条の二第一項の規定により脱退一時金相当額等（同項に規定する脱退一時金相当額等）をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等の移換に関する事項

八 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により個人別管理資産を移換する場合にあつては、個人別管理資産の移換に関する事項

九 企業型年金の事業年度に関する事項

第四章 削除

第五条 （給付の額の算定方法に関する基準）

法第四条第一項第六号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 年金として支給されるもの 個人別管理資産額及び支給予定期間（受給権者がその支給を請求した日において企業型年金規約で定めるところにより申し出した五年以上二十年以下の期間であつて、当該申し出した日の属する月以降の月から起算するものをいう。）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

二 一時金として支給されるもの 個人別管理資産額を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）

第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 実施事業所（法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあっては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としていないこととされていること。

二 事業主掛金の額の算定方法、法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行うことができる回数、同条第二項に規定する提示運用方法の数及び種類、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、法第三条第三項第十号に規定する返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。

四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回るものとなる場合において、当該企業型年金加入

業型年金規約（以下単に「企業型年金規約」という。）の変更に係る場合その他厚生労働省令で定める場合に限る。）又は第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者

第三条 法第三条第三項第十二号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業主が法第七条第一項の規定により法第二条第七項に規定する運営管理業務（以下単に「運営管理業務」という。）の全部又は一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る契約（法第七条第二項の規定による再委託に係る契約を含む。）に関する事項

二 法第八条第二項に規定する資産管理契約（以下単に「資産管理契約」という。）に関する事項

三 事業主掛金の納付に関する事項

四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、企業型年金加入者掛金の納付に関する事項

五 法第二十二條の規定による措置の内容

六 法第五十二条第一項の規定により資産の移換を受ける場合にあつては、当該資産の移換に関する事項

七 法第五十四条の二第一項の規定により脱退一時金相当額等（同項に規定する脱退一時金相当額等）をいう。以下同じ。）の移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等の移換に関する事項

八 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第三十一条の三第一項（同条第六項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により個人別管理資産を移換する場合にあつては、個人別管理資産の移換に関する事項

九 企業型年金の事業年度に関する事項

第四章 削除

第五条 （給付の額の算定方法に関する基準）

法第四条第一項第六号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 年金として支給されるもの 個人別管理資産額及び支給予定期間（受給権者がその支給を請求した日において企業型年金規約で定め

るところにより申し出した五年以上二十年以下の期間であつて、当該申し出した日の属する月以降の月から起算するものをいう。）を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

二 一時金として支給されるもの 個人別管理資産額を勘案して厚生労働省令で定めるところにより算定されるものであること。

（企業型年金に係る規約の承認の基準に関するその他の要件）

第六条 法第四条第一項第八号（法第五条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 実施事業所（法第三条第三項第二号に規定する実施事業所をいう。以下同じ。）に使用される第一号等厚生年金被保険者（当該第一号等厚生年金被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあっては、当該資格を有する者に限る。）は、当該実施事業所の他の企業型年金規約において企業型年金加入者としていないこととされていること。

二 事業主掛金の額の算定方法、法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行うことができる回数、同条第二項に規定する提示運用方法の数及び種類、企業型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、法第三条第三項第十号に規定する返還資産額、企業型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

三 事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。

四 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

ロ 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

ハ 企業型年金加入者掛金の額は、事業主掛金の額が引き下げられることにより当該事業主掛金の額が企業型年金加入者に係る当該企業型年金加入者掛金の額を下回るものとなる場合において、当該企業型年金加入

者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間につき一回に限りに変更することができるものであること。

二 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項が事業主によって不当に制約されるものでないこと。

五 法第二十一条第一項に規定する企業型年金規約で定める日（第十一条の三第一項において「納付期限日」という。）は、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（当該企業型掛金拠出単位期間を同条ただし書の規定により区分した期間を定めた場合）は、当該区分した期間の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した日）は、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日」とされていること。

六 法第二十一条の二第一項に規定する企業型年金規約で定める日（次号及び第十一条の三第二項において「納付期限日」という。）は、第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（当該企業型掛金拠出単位期間を第十条の四ただし書の規定により区分した期間を定めた場合）は、当該区分した期間の最後の月の翌月の初日から末日までの日（企業型年金加入者がその資格を喪失した日）は、その資格を喪失した日から同日の属する月の翌月の末日までの日」とされていること。

七 法第二十一条の三第一項の規定により企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることを定める場合においては、その控除は、企業型年金加入者掛金の納付期限日の属する月（企業型年金加入者がその実施事業所に使用されなくなったときは、その使用されなくなった月又はその翌月）の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除するものであること。

八 法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法（同条第二項に規定する指定運用方法をいう。ロ、第十三条第二項及び第二十九条第五号において同じ。）を提示することを定める場合においては、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の方針について不当に差別的なものでないこと。

ロ 法第二十三条の二第一項の規定により企業型運用関連運営管理機関等（法第二十三条第一項に規定する企業型運用関連運営管理機関等をいう。以下この号及び第十二条において同じ。）が指定運用方法を選定し、提示しようとする場合においては、事業主は、その実施する企業型年金における厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（法第九条第二項第二号に該当する者を除く。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者と協議し、企業型運用関連運営管理機関等は、その協議の結果を尊重することとされていること。

九 法第二十五条第一項の規定により企業型年金加入者等（法第四条第一項第五号に規定する企業型年金加入者等をいう。以下同じ。）が運用の指図を行うことを事業主が不当に制約するものでないこと。

十 法第三十一条第一項に規定する年金給付（以下この章において単に「年金給付」という。）の支払期月は、毎年一定の時期であること。

十一 一時金として支給される給付は、その金額が一時に支給されるものであること。

十二 第二条第二号に掲げる者であつて当該資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満であるものについては、その者の個人別管理資産が移換されるときは、その全てを移換するものとされていること。

十三 その他法令に違反する事項がないこと。（運営管理業務の委託）

第七條 事業主が法第七條第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。

一 委託する業務については、当該事業主の実施する企業型年金に係る企業型年金加入者等の全てを対象とするものであること。

二 一の企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第一号ロ又はハに掲

げる業務（当該企業型年金加入者等が個人型年金の個人別管理資産を有する場合における個人別管理資産に係るものを除く。）については、一の確定拠出年金運営管理機関（法第三条第三項第四号に規定する確定拠出年金運営管理機関をいう。以下同じ。）において行うものであること。

三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一〇一号）第十条第二項各号に掲げる事項（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十四条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。

二 事業主は、法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、併せて、企業型年金加入者等に対する資産の運用に関する資料の提供、企業型年金規約の作成又は変更に関する相談助言その他運営管理業務の実施に必要な事務を、当該確定拠出年金運営管理機関（同条第二項の規定により当該確定拠出年金運営管理機関から再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。）に委託することができる。

（運営管理業務の再委託）

第八條 前条の規定は、法第七条第二項の規定による運営管理業務の再委託について準用する。（資産管理契約）

第九條 法第八条第一項の給付に充てるべき積立金に係る契約については、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

一 法第八条第一項第一号に掲げる契約 企業型年金の給付に充てることをその目的とする運用の方法を特定する信託であつて、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。以下この条において同じ。）を受益者とするものうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

二 法第八条第一項第二号から第四号に掲げる契約 企業型年金の給付に充てることをその

目的とする契約であつて、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者を被保険者又は被共済者とするものうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

（企業型年金の法定選択）

第十條 法第十三条第一項に規定する者で同項の選択をしなかつたものが、同条第四項の規定により選択したものとみなされる企業型年金は、次のとおりとする。

一 二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至つた日における各企業型年金についてそれぞれその者の事業主掛金の額を算定した場合において、それらの事業主掛金の額が異なるときは、そのうち最も高い額の事業主掛金に係る企業型年金

二 各企業型年金について前号の規定により算定した事業主掛金の額が等しい場合において、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至つた日が同日であるときは、厚生労働大臣の指定する企業型年金

（事業主掛金の拠出の方法）

第十條の二 事業主掛金の拠出は、企業型年金加入者期間（法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる期間につき、十二月から翌年十一月までの十二月間（企業型年金加入者がこの間に、その資格を取得した場合にはその資格を取得した月から起算し、その資格を喪失した場合にあってはその資格を喪失した月の前月までの期間。以下「企業型掛金拠出単位期間」という。）を単位として拠出するものとする。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型掛金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。（簡易企業型年金に係る事業主掛金の基準）

第十條の三 法第十九条第二項ただし書の政令で定める基準は、事業主掛金が定額であることとする。

(企業型年金加入者掛金の拠出の方法)
第十條の四 法第十九條第三項の規定による掛金の拠出は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、企業型年金拠出単位期間を単位として拠出することができる。ただし、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金拠出単位期間を区分して、当該区分した期間ごとに拠出することができる。
(拠出限度額)

第十一條 法第二十條の政令で定める額は、企業型年金加入者期間(他の企業型年金の企業型年金加入者の資格に係る期間を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)の計算の基礎となる期間の各月の末日における次の各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を合計した額とする。
一 企業型年金加入者であつて、次に掲げる者(次号、第三十四條の二第二号イ及び第三十六條第四号において「他制度加入者」という。)
イ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
ロ 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)第十六條第一項に規定する坑内員(石炭鉱業年金基金が同法第十八條第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。)
ハ 確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十二年法律第五十号)第二條第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)
ニ 加入者(確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第五十四條の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。)

一 企業型年金加入者であつて、他に掲げる者(次号、第三十四條の二第二号イ及び第三十六條第四号において「他制度加入者」という。)
イ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
ロ 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)第十六條第一項に規定する坑内員(石炭鉱業年金基金が同法第十八條第一項の事業を行うときは、同項に規定する坑外員を含む。)
ハ 確定給付企業年金(確定給付企業年金法(平成十二年法律第五十号)第二條第一項に規定する確定給付企業年金をいう。以下同じ。)
ニ 加入者(確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第五十四條の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。)
ホ 企業型年金加入者であつて、他に制度加入者であるもの
五万五千円から他制度掛金相当額(前号イからハまでに掲げる者)ごとに事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額(他制度加入者が同号イからハまでに掲げる者のうち同時に二以上の者に該当する場合にあっては、それぞれについて算定した額の合計額)をいう。
第三十四條の二第二号イ及び第三十六條第四号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

第十一條の二 第十條の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合は、第十條の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合(十二月から翌年十一月までの十二月間に企業型年金加入者の資格を喪失した後、再び元の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金を拠出する場合を含む。企業型年金規約において次のいずれかの事項を定めている企業型年金の企業型年金加入者に該当しない者(以下この条において「個人型年金同時加入可能者」という。)に該当しない場合に限る。)
一 おけるその拠出することとなつた日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなつた日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額(その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあつては、当該期間に係る当該各号に定める額を除く。)
二 当該期間に係る当該各号に定める額を除く。を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額(その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあつては、当該期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を除く。)の総額を控除した額を超えてはならない。
一 事業主掛金を、企業型年金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。
二 各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。
三 第十條の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合は、第十條の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合(個人型年金同時加入可能者に該当する場合に限る。)におけるその拠出することとなつた日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなつた日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げ

一 おけるその拠出することとなつた日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなつた日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額(その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあつては、当該期間に係る当該各号に定める額を除く。)
二 当該期間に係る当該各号に定める額を除く。を合計した額から、その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額(その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に個人型年金同時加入可能者に該当する期間がある場合にあつては、当該期間に係る事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額を除く。)の総額を控除した額を超えてはならない。
一 事業主掛金を、企業型年金拠出単位期間を一月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法以外の方法により拠出すること。
二 各企業型年金加入者に係る事業主掛金を、この項の規定により、事業主掛金を拠出する日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げる企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えて拠出すること。
三 第十條の二ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合は、第十條の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合(個人型年金同時加入可能者に該当する場合に限る。)におけるその拠出することとなつた日に係る事業主掛金又は企業型年金加入者掛金の額は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなつた日の属する月の前月の末日における前条各号に掲げ

一 企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えてはならない。
三 第一項の「拠出区分期間」とは、第十條の二ただし書又は第十條の四ただし書の規定により区分した期間をいう。
第十一條の三 事業主が第六條第五号に掲げる要件に従つて定められた納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該事業主掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。
二 企業型年金加入者が第六條第六号に掲げる要件に従つて定められた納付期限日までに企業型年金加入者掛金を納付することが困難であると認められる場合は、当該要件にかかわらず、当該企業型年金加入者掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

一 企業型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額を超えてはならない。
三 第一項の「拠出区分期間」とは、第十條の二ただし書又は第十條の四ただし書の規定により区分した期間をいう。
第十一條の三 事業主が第六條第五号に掲げる要件に従つて定められた納付期限日までに事業主掛金を納付することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該要件にかかわらず、当該事業主掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。
二 企業型年金加入者が第六條第六号に掲げる要件に従つて定められた納付期限日までに企業型年金加入者掛金を納付することが困難であると認められる場合は、当該要件にかかわらず、当該企業型年金加入者掛金に係る納付期限日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。
三 前項の場合において、法第二十一條の三第一項の規定による企業型年金加入者掛金の給与からの控除は、第六條第七号に掲げる要件にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者掛金を納付する日の属する月の給与から当該企業型年金加入者掛金を控除することができる。
(運用の方法の提示)
第十二條 企業型運用関連運管管理機関等は、法第二十三條第一項の規定により運用の方法を提示するときは、企業型年金加入者等に当該運用の方法を選定した理由を示さなければならぬ。
(運用関連運管管理機関の損害賠償責任)
第十三條 企業型年金加入者等に係る運用関連業務(法第二條第七項第二号に規定する運用関連業務をいう。以下同じ。)を行う確定拠出年金運営管理機関は、法第二十三條第一項の規定により運用の方法を選定し、企業型年金加入者等に提示するときは、あらかじめ、事業主との間に次に掲げる内容の契約を締結しなければならない。
一 確定拠出年金運営管理機関は、法第二十四條の規定による情報(金融サービスの提供及

び利用環境の整備等)に関する法律第四條第一項に規定する重要事項に相当するものに限る。次号において「重要情報」という。)の提供をしなかつたときは、これによつて生じた企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者の損害を賠償する責めに任ずるものとする。
二 企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者が前号の規定により損害の賠償を請求するときは、元本欠損額(企業型年金加入者等が法第二十五條第二項の規定により当該運用の方法に充てるものと決定した額から、当該運用の方法に係る契約した額のうち法第一号の規定の例により計算した額のうちに係るものを控除した額をいう。)は、重要情報を提供しなかつたことによつて生じた損害の額と推定するものとする。
三 前項の規定は、企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関が、法第二十三條の二第二項の規定により指定運用方法を選定し、企業型年金加入者に提示するるときについて準用する。この場合において、前項第一号中「法第二十四條」とあるのは、「第二十四條の二」と、同項第二号中「法第二十五條第二項の規定により当該運用の方法に充てるものと決定した額」とあるのは、「第二十五條の二第二項の規定により指定運用方法に充てる未指図個人別管理資産(同条第三項に規定する未指図個人別管理資産をいう。)の全額」と、「運用の方法に係る」とあるのは「指定運用方法に係る」と読み替へるものとする。
(生命共済の事業者)
第十四條 法第二十三條第一項第四号の政令で定める生命共済の事業者を行う者は、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十條第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会
二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第十二号の事業のうち生命共済の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三條第一項第六号の二の事業のうち生命共済の事業を行う水産加工業協同組合及び同法百條の二第一項第一号の事業のうち生命共済の事業を行う共済水産業協同組合連合会

(運用の方法)
第十五条 法第二十三条第一項の政令で定める運用の方法は、次の表の上欄に掲げる運用の方法であつて、同表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項ごとに分類されたもののうち、運用方法要件に適合するものとする。

一	預金保険法(昭和四十年六月法律第三十四号)第二項又は貯金の預金(資産管理機関の預金のその他の厚生労働省令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて「預金保険対象金融機関」という。)を相手方とする預金(外貨預金及び譲渡性預金(準備預金制度に関する法律施行令(昭和三十一年政令第百三十五号)第四条第二号に規定する譲渡性預金をいう。ハにおいて同じ。))を除く。の預入	預入の相手方、預入又は貯金の種類、預入期間
二	預金保険対象金融機関又は貯金保険対象組合を相手方とする預金(外貨預金を含む。譲渡性預金を除く。)の預入	預入の相手方、預金又は貯金の種類、預入期間

一	信託業務を営む金融機関(信託銀行)の信託業務(信託財産の管理又は処分)の信託契約の相手方、信託財産の管理又は処分	信託業務を営む金融機関(信託銀行)の信託業務(信託財産の管理又は処分)の信託契約の相手方、信託財産の管理又は処分
二	信託業務を営む金融機関(信託銀行)の信託業務(信託財産の管理又は処分)の信託契約の相手方、信託財産の管理又は処分	信託業務を営む金融機関(信託銀行)の信託業務(信託財産の管理又は処分)の信託契約の相手方、信託財産の管理又は処分

一	国債証券の売買	発行者、有価証券の種類及び償還の日から償還の日までの期間
二	地方債証券の売買	発行者、有価証券の種類及び償還の日から償還の日までの期間
三	特別の法律により法人が発行者、有価証券の発行する債券(その債務の取得及び償還の日から償還の日までの期間)の発行する債券(その債務の取得及び償還の日から償還の日までの期間)	発行者、有価証券の種類及び償還の日から償還の日までの期間

一	特別の法律により銀行が発行者、有価証券の発行する債券(その債務の取得及び償還の日から償還の日までの期間)の発行する債券(その債務の取得及び償還の日から償還の日までの期間)	発行者、有価証券の種類及び償還の日から償還の日までの期間
二	特別の法律により銀行が発行者、有価証券の発行する債券(その債務の取得及び償還の日から償還の日までの期間)の発行する債券(その債務の取得及び償還の日から償還の日までの期間)	発行者、有価証券の種類及び償還の日から償還の日までの期間

<p>ル 又 に 規 定 す る 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>
--	---	---	---	---	---	---	---

<p>もの に 限 る。 の 売 買 (ヨ) から 償 還 の 日 に 掲 げ る も の を 除 く。)</p>	<p>レ 資 産 の 流 動 化 に 関 す る 發 行 者、 有 価 証 券 法 律 (平 成 十 年 法 律 第 百 五 十 五 号) の 規 定 する 優 先 出 資 証 券 及 び 特 定 社 日 から 償 還 の 日 債 券 並 び に 同 条 第 十 五 項 に 規 定 する 受 益 証 券 の 売 買</p>	<p>ソ 社 債 券 (相 互 会 社 の 社 債 券 を 含 む) の 売 買 (ハ、 券 の 種 類 及 び 有 二、 へ 及 び チ に 掲 げ る も の の 日 から 償 還 の 日 を 除 く。)</p>	<p>ツ 協 同 組 織 金 融 機 関 の 優 先 出 資 に 関 す る 法 律 (平 成 五 年 法 律 第 四 十 四 号) 第 二 条 第 一 項 に 規 定 する 協 同 組 織 金 融 機 関 が 同 法 の 規 定 に 基 づ き 發 行 する 優 先 出 資 証 券 の 売 買</p>	<p>ネ 株 券 の 売 買</p>	<p>ナ 証 券 投 資 信 託 (投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 四 項 に 規 定 する 証 券 投 資 信 託 を いう。 (2) に お い て 同 じ。) であ っ て そ の 信 託 財 産 を 次 に 掲 げ る 売 買 の み に よ り 運 用 する こ と を 約 する も の の 売 買 (一) 一 法 人 の 發 行 する 社 債 券 等 の 売 買 (二) 一 の 証 券 投 資 信 託 の 受 益 証 券 (一 法 人 の 發 行 する 社 債 券 等 の 売 買 の み に よ り 運 用 する こ と を 約 する も の に 限 る。) の 売 買 (3) 一 の 投 資 信 託 資 法 人 の 發 行 する 社 債 券 等 の 売 買 の み に よ り 運 用 する こ と を 約 する も の に 限 る。) の 売 買</p>	<p>ラ 投 資 信 託 資 法 人 であ っ て そ の 資 産 を (一) から (三) ま で に 掲 げ る 売 買 の み に よ り 運 用 する こ と を 約 する も の の 投 資 信 託 資 法 人 の 發 行 する 債 券 の 種 類 及 び 有 価 証 券 の 取 得 の 日 から 償 還 の 日 まで の 期 間</p>	<p>の の 規 定 する 受 益 証 券 投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項 規 定 す る 証 券 投 資 信 託 の 託 者 指 図 型 投 資 信 託 の 委 託 者 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>
--	--	---	--	--------------------	--	---	---

<p>ミ 外 国 法 人 の 發 行 する 債 券 の 種 類 及 び 有 価 証 券 の 取 得 の 日 から 償 還 の 日 まで の 期 間</p>	<p>ウ 外 国 法 人 の 發 行 する 株 券 の 賣 買</p>	<p>エ 外 国 投 資 信 託 (投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 四 項 に 規 定 する 外 国 投 資 信 託 を いう。) の 受 益 証 券 の 賣 買 (ノ) に 掲 げ る も の を 除 く。)</p>	<p>オ 外 国 投 資 信 託 (投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 五 項 に 規 定 する 外 国 投 資 信 託 を いう。) の 受 益 証 券 の 賣 買 (イ) 及 び 五 の 外 国 投 資 信 託 (同 法 第 二 十 二 条 第 一 項 に 規 定 する 外 国 投 資 信 託 を いう。) の 受 益 証 券 の 賣 買</p>	<p>カ 外 国 投 資 信 託 (投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 五 項 に 規 定 する 外 国 投 資 信 託 を いう。) の 受 益 証 券 の 賣 買</p>	<p>キ 外 国 投 資 信 託 (投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 五 項 に 規 定 する 外 国 投 資 信 託 を いう。) の 受 益 証 券 の 賣 買</p>	<p>ク 外 国 投 資 信 託 (投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 五 項 に 規 定 する 外 国 投 資 信 託 を いう。) の 受 益 証 券 の 賣 買</p>	<p>コ 外 国 投 資 信 託 (投 資 信 託 及 び 投 資 信 託 資 法 人 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 五 項 に 規 定 する 外 国 投 資 信 託 を いう。) の 受 益 証 券 の 賣 買</p>
---	-------------------------------------	---	--	--	--	--	--

<p>達 した 日 以 後 の 日 に お ける 利 率 (生 命 保 險 生 存 を 支 給 事 由 と する 保 險 会 社 が 市 場 金 利 金 の 支 払 に 充 て る た め、 同 の 動 向 そ の 他 の 法 第 百 十 六 条 第 一 項 の 規 定 事 情 を 勘 案 し て により 責 任 準 備 金 と し て 積 定 め る 利 率 を い み 立 て ら れ る も の であ っ て う。) が 繼 続 し、 同 法 第 百 十 八 条 第 一 項 に て 適 用 さ れ る 期 規 定 する 特 別 勘 定 に 属 し な 間、 第 一 条 第 一 項 の 限 る。) の 保 險 料 項 第 二 号 ロ の 払 込 み</p>	<p>ロ 次 に 掲 げ る 者 へ の 生 命 保 險 又 は 生 命 保 險 の 保 險 料 又 は 生 命 共 済 命 共 済 協 同 組 合 の 共 済 掛 金 の 払 込 み (イ) 及 び 相 手 方、 普 通 保 び ハ に 掲 げ る も の を 除 く。) 險 約 款 又 は 農 業 (一) 生 命 保 險 会 社 (二) 農 業 協 同 組 合、 農 業 一 条 の 十 七 若 し 協 同 組 合 連 合 会、 漁 業 協 同 組 合、 水 産 加 工 業 協 同 組 合、 水 産 協 同 組 合 法 第 十 五 条 及 び 共 済 水 産 業 協 同 組 合 連 合 会 (次 項 第 五 号 に お い て 共 済 規 程、 当 該 「農 業 協 同 組 合 等」と い う。)</p>	<p>ハ ロ (一) 又 は (二) に 生 命 保 險 又 は 生 命 保 險 の 保 險 料 又 は 生 命 共 済 命 共 済 協 同 組 合 の 共 済 掛 金 の 払 込 み の うち、 將 来 の 厚 生 勞 働 省 令 で 一 定 の 時 期 を 目 標 と し て そ の 運 用 から 生 ず る と 見 込 ま れ る 收 益 の 変 動 の 可 能 性 が 縮 小 する よ う 資 産 の 構 成 の 目 標 を 変 更 する も の であ っ て、 加 入 者 等 の 年 齢 階 層 と し て 設 け る も の と し て 厚 生</p>	<p>生 命 保 險 又 は 生 命 共 済 命 共 済 協 同 組 合 の 共 済 規 程 に 記 載 さ れ て いる 運 用 の 対 象 と なる 資 産 の 種 類 及 び 構 成 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>生 命 保 險 又 は 生 命 共 済 命 共 済 協 同 組 合 の 共 済 規 程 に 記 載 さ れ て いる 運 用 の 対 象 と なる 資 産 の 種 類 及 び 構 成 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>生 命 保 險 又 は 生 命 共 済 命 共 済 協 同 組 合 の 共 済 規 程 に 記 載 さ れ て いる 運 用 の 対 象 と なる 資 産 の 種 類 及 び 構 成 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>生 命 保 險 又 は 生 命 共 済 命 共 済 協 同 組 合 の 共 済 規 程 に 記 載 さ れ て いる 運 用 の 対 象 と なる 資 産 の 種 類 及 び 構 成 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>	<p>生 命 保 險 又 は 生 命 共 済 命 共 済 協 同 組 合 の 共 済 規 程 に 記 載 さ れ て いる 運 用 の 対 象 と なる 資 産 の 種 類 及 び 構 成 そ の 他 の 厚 生 勞 働 省 令 で 定 め る 事 項</p>
---	--	---	--	--	--	--	--

労働省令で定める基準に適合するもの	<p>五 損害保険会社（法第八損害保険の契約損害第一項第四号に規定する相手方、普通損害保険会社をいう。以下保険約款、保険の保この項及び次項第六号にお料の払込みごとの料について同じ。）であつて、保にそれぞれ決定の払込額法第二百六十五条の二に定める当該保険第一項に規定する保険契約料の払込みに充てる者保護機構の会員の資格を要とする額を有するものへの損害保険に適用される額（各企業型年金加入者等に定利率（損害に係る払込保険料のうち厚生会会社が市場金利を労働省令で定める部分を除利の動向その他に充てるため、同法第百十で定める利率を六条第一項の規定により責いう。）が継続準備金として積み立てられて適用されるもの）であつて、同法第百十で適用される百八十八条第一項に規定する第一号（特別勘定に属しないもの）に掲げる（四）の保険料の払込み</p> <p>口 損害保険会社への損害保険の契約の保険料の払込み（イの相手方、普通及びハに掲げるものを除く）</p> <p>ハ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みのうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずるの見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであつて、加入者等の年齢階層ごとに設けるもの</p>
-------------------	--

<p>2 として厚生労働省令で定める基準に適合するもの</p> <p>一 前項の運用方法は、次のとおりとする。</p> <p>二 当該運用の方法に係る契約において、次に掲げる事項があらかじめ定められていること。</p> <p>イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の当該契約に基づく持分の額又はその算定方法</p> <p>ロ 当該契約に係る法第二十五条第四項の規定による措置に要する費用があるときは、その費用の額又はその算定方法</p> <p>二 法第二十五条第四項の規定により必要な措置が行われたときは、当該運用の方法に係る契約の締結、変更又は解除等に基づき持分の額が速やかに算定されるものであること。</p> <p>三 当該運用の方法に係る契約に基づく第一号第二号（一）から（四）までに掲げる金額の額は、当該運用の方法について法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の個人別管理資産に充てられるものであること（企業型年金規約に基づいて企業型年金の実施に要する事務費に充てるときを除く）。</p> <p>四 有価証券の売買にあつては、当該有価証券は、随時に時価評価金額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十一条の三第一項第一号に規定する時価評価金額をいう。）を算定することができるものであること。</p> <p>五 生命保険会社又は農業協同組合への生命保険の保険料又は生命共済の共済掛金の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該払込みについて法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者を被保険者又は被共済者とするものであること。</p> <p>ロ 当該企業型年金の資産管理機関を被保険者、年金又は共済金の受取人とするものであること（事業主が法第八第一項の規定に基づき生命保険会社又は同項第三号に規定する農業協同組合連合会を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く）。</p> <p>ハ 当該払込みに係る契約に基づく保険金、年金又は共済金の支払は、次に掲げる場合（一）に限り、行われるものであること。</p> <p>（一）被保険者又は被共済者が企業型年金加入者等の資格を喪失した場合</p>	<p>一 損害保険の契約の相手方、普通損害保険約款、保険の保この項及び次項第六号にお料の払込みごとの料について同じ。）であつて、保にそれぞれ決定の払込額法第二百六十五条の二に定める当該保険第一項に規定する保険契約料の払込みに充てる者保護機構の会員の資格を要とする額を有するものへの損害保険に適用される額（各企業型年金加入者等に定利率（損害に係る払込保険料のうち厚生会会社が市場金利を労働省令で定める部分を除利の動向その他に充てるため、同法第百十で定める利率を六条第一項の規定により責いう。）が継続準備金として積み立てられて適用されるもの）であつて、同法第百十で適用される百八十八条第一項に規定する第一号（特別勘定に属しないもの）に掲げる（四）の保険料の払込み</p> <p>口 損害保険会社への損害保険の契約の保険料の払込み（イの相手方、普通及びハに掲げるものを除く）</p> <p>ハ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みのうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずるの見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであつて、加入者等の年齢階層ごとに設けるもの</p>
--	--

<p>（2）被保険者又は被共済者が所定の時期に生存している場合</p> <p>（3）被保険者又は被共済者が当該所定の時期の前に死亡した場合（重度の障害の状態となつた場合を含む。）</p> <p>六 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該払込みについて法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者を被保険者とするものであること。</p> <p>ロ 当該企業型年金の資産管理機関を返戻金又は保険金の受取人とするものであること（事業主が法第八第一項の規定に基づき損害保険会社を相手方とする資産管理契約を締結しているときを除く）。</p> <p>ハ 当該払込みに係る契約に基づく保険金の支払は、被保険者が保険期間中に発生した事由により死亡した場合（重度の障害の状態となつた場合を含む。）に限り、行われるものであること。</p> <p>七 その他当該運用の方法に係る契約に法令に違反する事項がないこと。</p> <p>（運用の方法の数の上限）</p> <p>第十五条の二 法第二十三条第一項の政令で定める数は、三十五とする。</p> <p>第十六条 法第二十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 選定する対象運用方法（法第二十三条第一項に規定する対象運用方法をいう。以下この条において同じ。）のいづれかが第十五条第一項の表の二の項二又は三の項レからウまでの区分（同表の中欄の区分をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合にあつては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を三以上選定すること。</p> <p>二 選定する対象運用方法のいづれかが第十五条第一項の表の一の項イ若しくはロ、二の項イ、三の項イからホまで、四の項イ又は五の項イの区分に該当する場合にあつては、これらの区分以外の区分から対象運用方法を二以上選定すること。</p> <p>法第三十五条に規定する簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務</p>	<p>一 損害保険の契約の相手方、普通損害保険約款、保険の保この項及び次項第六号にお料の払込みごとの料について同じ。）であつて、保にそれぞれ決定の払込額法第二百六十五条の二に定める当該保険第一項に規定する保険契約料の払込みに充てる者保護機構の会員の資格を要とする額を有するものへの損害保険に適用される額（各企業型年金加入者等に定利率（損害に係る払込保険料のうち厚生会会社が市場金利を労働省令で定める部分を除利の動向その他に充てるため、同法第百十で定める利率を六条第一項の規定により責いう。）が継続準備金として積み立てられて適用されるもの）であつて、同法第百十で適用される百八十八条第一項に規定する第一号（特別勘定に属しないもの）に掲げる（四）の保険料の払込み</p> <p>口 損害保険会社への損害保険の契約の保険料の払込み（イの相手方、普通及びハに掲げるものを除く）</p> <p>ハ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みのうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずるの見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであつて、加入者等の年齢階層ごとに設けるもの</p>
---	--

<p>務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）が対象運用方法を選定する場合にあつては、前項第一号中「三以上」とあるのは「二以上」と、同項第二号中「二以上」とあるのは「二以上」とする。</p> <p>（郵便貯金銀行への預金等に係る運用の指図）</p> <p>第十七条 企業型記録関連連運管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連連運管理機関等をいう。以下同じ。）は、法第二十五条第一項の規定により次の各号に掲げる運用の方法について運用の指図を受けたときは、同条第三項の規定により資産管理機関に通知するとともに、第一号に定める事項にあつては郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。第一号において同じ。）に、第二号に定める事項にあつては郵便保険会社（同法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。第二号において同じ。）に通知しなければならない。</p> <p>一 郵便貯金銀行への預金の預入、次に掲げる事項</p> <p>イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>ロ 郵便貯金銀行への預金の種類及びその預入に充てようとする額又は払戻しをしようとする額</p> <p>ハ 企業型年金の資産管理機関の名称及び住所</p> <p>二 郵便保険会社への生命保険の保険料の払込み、次に掲げる事項</p> <p>イ 法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行った者の氏名、住所、性別及び生年月日</p> <p>ロ 郵便保険会社の生命保険の種類、その保険料の払込みに充てようとする額その他当該者の運用の指図に係る郵便保険会社への生命保険の保険料の払込みに係る契約内容を確定するために必要な事項</p> <p>ハ 企業型年金の資産管理機関の名称及び住所</p> <p>（通算加入者等期間の計算）</p> <p>第十八条 法第三十三条第二項の規定により同条第一項の通算加入者等期間を算定する場合において、同一の月が同時に二以上の同条第二項各号に掲げる期間の算定の基礎となるときは、その月が、同項各号に掲げる期間のうち一の期間</p>	<p>一 損害保険の契約の相手方、普通損害保険約款、保険の保この項及び次項第六号にお料の払込みごとの料について同じ。）であつて、保にそれぞれ決定の払込額法第二百六十五条の二に定める当該保険第一項に規定する保険契約料の払込みに充てる者保護機構の会員の資格を要とする額を有するものへの損害保険に適用される額（各企業型年金加入者等に定利率（損害に係る払込保険料のうち厚生会会社が市場金利を労働省令で定める部分を除利の動向その他に充てるため、同法第百十で定める利率を六条第一項の規定により責いう。）が継続準備金として積み立てられて適用されるもの）であつて、同法第百十で適用される百八十八条第一項に規定する第一号（特別勘定に属しないもの）に掲げる（四）の保険料の払込み</p> <p>口 損害保険会社への損害保険の契約の保険料の払込み（イの相手方、普通及びハに掲げるものを除く）</p> <p>ハ 損害保険会社への損害保険の保険料の払込みのうち、将来の一定の時期を目標としてその運用から生ずるの見込まれる収益の変動の可能性が縮小するよう資産の構成の目標を変更するものであつて、加入者等の年齢階層ごとに設けるもの</p>
---	--

についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

2 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条

の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の第三項の規定により企業型年金の個人別管理資産を移換した場合には、当該個人別管理資産の移換の日の翌日が属する月の前月までの期間のうち当該個人別管理資産に係る次の各号に掲げる期間は、法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎としなすものとする。

- 一 企業型年金の企業型年金加入者期間（企業型年金の企業型年金規約に基づいて納付した事業主掛金又は企業型年金加入者掛金に係る企業型年金加入者期間に限る。）
二 個人型年金の個人型年金加入者期間（法第三十三条第二項第三号に規定する個人型年金加入者期間をいう。以下同じ。）（個人型年金の個人型年金規約（法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約をいう。以下同じ。）に基づいて納付した個人型年金加入者掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）
三 法第五十四条第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間
四 法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間
五 法第七十四条の二第二項の規定により法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間

第十九条 法第三十七条の政令で定める程度

の障害の状態は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態とする。（企業型年金の終了）

第二十条 終了した企業型年金に係る企業型年金規約

は、法第八十三条第一項の規定により同項第二号に掲げる者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）の個人別管理資産が連合会に移換されるまでの間、その目的の範囲内において、なお効力を有するものとする。

2 終了した企業型年金に係る事業主及び当該事業主に係る法第四十七条各号に定める者は、法第八十三条第一項の規定による個人別管理資産の移換に関し必要な協力をしなければならぬ。

（事業主の委託を受けて企業年金連合会の業務が行われる場合における確定給付企業年金法等の適用）

第二十條の二 法第四十八条の三の規定により

企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会をいう。以下同じ。）の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号中「業務」とあるのは、「業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四十八条の三の規定により企業年金連合会の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法施行令第六十五条の九及び第六十五条の十中「その業務」とあるのは、「その業務（確定拠出年金法の規定により連合会が行う業務を含む。）とする。

第二十一条 法第五十三条第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第八十八条中「あつた者」とあるのは「あつた者及び当該基金が確定拠出年金法第五十三条第一項の規定により行う業務に係る同法第二条第二項に規定する企業型年金の企業型年金加入者であつた者」と、同法第九十三条中「その他の業務」とあるのは「その他の業務（確定拠出年金法第五十三条第一項の規定により基金が行うものを除く。）とする。

第二十二条 法第五十四条第一項の規定による

資産の移換の受入れは、次に掲げる資産について行うものとする。

- 一 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金の確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金であつて、当該確定給付企業年金の事業主等（同法第二十九条第一項に規定する事業主等）をいう。次号において同じ。）が同法第八十二条の二第一項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が、その者が負担した掛金を原資とする部分（以下この号及び次号において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）
二 当該実施事業所の事業主の実施に係る確定給付企業年金が終了した場合における当該確

定給付企業年金の残余財産であつて、当該確定給付企業年金の事業主等が確定給付企業年金法第八十二条の二第六項の規定により当該資産管理機関に移換するもの（当該確定給付企業年金の加入者又は加入者であつた者が本人負担分の移換に同意しない場合にあっては、当該本人負担分を除く。）

三 当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約（中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。次号において同じ。）が解除された場合における同法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額であつて、独立行政法人勤労者退職金共済機構（次号において「機構」という。）が同法第十七条第一項後段の規定により当該資産管理機関に移換するもの

四 当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約が解除された場合における中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額であつて、機構が同項の規定により当該資産管理機関に移換するもの
五 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程（以下この号において「退職給与規程」という。）を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内に限る。以下この号において「移換資産」という。）であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日（以下この号において「移行日」という。）の属する年度（移行日の属する年度の終了日の三月前日から同日までの間に、年度内に移換資産の額を確定することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該年度の翌年度。以下この号において「移行年度」という。）から、移行年度の翌年度から起算して三年度以上七年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に均等に分割して（次項第五号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失したこととなる場合にあっては、当該企業型年金加入

者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを一括して）移換するもの

イ 移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額
ロ イに規定する使用人のうち移行日に在職しているもの全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額
ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に前各号のいずれかに掲げる資産を移換することとなつた場合には、当該移換することとなつた資産に相当する額

2 企業型年金の資産管理機関は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、当該各号に定める日に、法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れを行うものとする。

- 一 前項第一号に掲げる資産 当該資産の移換に伴い当該確定給付企業年金の規約が変更される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日
二 前項第二号に掲げる資産 当該確定給付企業年金の清算が終了した日
三 前項第三号に掲げる資産 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出を行った日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日
四 前項第四号に掲げる資産 中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による申出を行った日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日
五 前項第五号に掲げる資産であつてその年度において移換を受けるもの（その年度における企業型年金規約で定める日（当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該資産が個人別管理資産に充てられるものに限る。）に係るもの）にあつては、当該資格を喪失した月

の翌月の末日以前の企業型年金規約で定める日)
第二十三条 削除
(通算加入者等期間に算入される期間)

第二十四条 法第五十四条第二項の政令で定める期間は、同条第一項の規定により移換を受けた資産の額の算定の基礎となった期間として厚生労働省令で定める期間とする。

2 前項の規定は、法第五十四条の第二項の規定により企業型年金の資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「第五十四条第二項」とあるのは「第五十四条の第二項」と、「資産」とあるのは「脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

(脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第二十五条 事業主は、その実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者が、当該企業型年金の資産管理機関へ脱退一時金相当額等を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該脱退一時金相当額等の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならぬ。

2 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による個人別管理資産の移換に関する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であった者に説明しなければならぬ。

(移換対象者に係る事項の通知)

第二十六条 企業年金基金(解散した企業年金基金を含む。以下この条において同じ。)、実施事業所の事業主及び企業年金連合会は、法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定により資産管理機関に資産(脱退一時金相当額等を含む。以下この条及び第五十九条第一項第三号において同じ。)の移換を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、移換対象者(法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による移換に係る資産が個人別管理資

産に充てられる者をいう。以下この条において同じ。)に係る次に掲げる事項を当該企業型年金に係る企業型記録関連連運管理機関(法第六十六条第一項に規定する企業型記録関連連運管理機関をいい、企業年金基金にあつては、移換対象者に係る法第二十七条第一号に規定する記録関連業務を行う事業主を含む。)に通知しなければならない。

- 一 資産の移換が行われた年月日
- 二 個人別管理資産に充てる資産の額
- 三 法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間があるときは、当該通算加入者等期間に関する事項

(移換の申出があつた旨の通知)

第二十六条の二 法第五十四条の五第一項の規定により個人別管理資産の移換の申出を受けた企業型年金の資産管理機関は、当該個人別管理資産の企業年金連合会への移換の申出があつた旨を、企業年金連合会へ通知しなければならない。

(退職金共済契約の被共済者となつた者の個人別管理資産の移換の申出)

第二十六条の三 事業主は、法第五十四条の六の規定による移換の申出を同条に規定する合併等を行った日から起算して一年を経過する日までの間に行うことができる。ただし、事業主が当該移換の申出を同日までの間に行うことが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合は、当該移換の申出の期限の日については、厚生労働省令で定める基準に従い、企業型年金規約で定めるところにより、延長することができる。

第三章 個人型年金

(個人型年金に係る規約に定めるその他の事項)

第二十七条 法第五十五条第二項第八号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第七十五条第一項に規定する個人型年金規約策定委員会(以下「策定委員会」という。)に関する事項
- 二 法第六十条第一項の規定による連運管理業務の委託に係る契約(同条第三項の規定による再委託に係る契約を含む。)に関する事項
- 三 法第六十一条第一項の規定により同項第三号及び第四号に掲げる事務の委託を受けた者の名称、住所及びその行う業務並びに当該事務の委託に係る契約に関する事項

四 個人型年金加入者掛金の納付に関する事項(個人型年金加入者掛金の最低額に関する事項を含む。)

- 五 中小事業主(法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。第二十九条第四号及び第三十五条の二第二項において同じ。)が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあつては、中小事業主掛金の納付に関する事項
- 六 法第七十三条において準用する法第二十二

七 法第七十四条の二第一項の規定により脱退一時金相当額等又は残余財産(同項に規定する残余財産をいう。以下同じ。)の移換を受ける場合にあつては、脱退一時金相当額等又は残余財産の移換に関する事項

八 法第七十四条の四第二項の規定により個人別管理資産を移換する場合にあつては、個人別管理資産の移換に関する事項

九 個人型年金の事業年度に関する事項

十 公告に関する事項

(個人型年金の給付の額の算定方法)

第二十八条 第五条の規定は、法第五十六条第一項第四号(法第五十七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準について準用する。この場合において、第五条第一号中「企業型年金規約」とあるのは、「法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約」と読み替へるものとする。

(個人型年金に係る規約の承認の基準のその他の要件)

第二十九条 法第五十六条第一項第五号(法第五

七条第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 法第七十三条において準用する法第二十五条第一項の規定により運用の指図を行うことができる回数、同条第二項に規定する提示運用方法の数及び種類、個人型年金の給付の額の算定方法及びその支給の方法、個人型年金の実施に要する事務費の負担の方法その他の事項は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

- 二 個人型年金加入者掛金について、前納及び追納することができるものであること。
- 三 個人型年金加入者掛金の額については、第三十六条各号に掲げる個人型年金加入者の区

分の変更に伴い変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

- 四 中小事業主が法第六十八条の二第一項の規定により中小事業主掛金を拠出することを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 中小事業主掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。
- ロ 中小事業主掛金について、前納及び追納することができないものであること。
- ハ 中小事業主掛金の額は、中小事業主掛金を拠出することが困難であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

五 法第七十三条において準用する法第二十三条の二第一項の規定により指定運用方法を提示することを定める場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 法第七十三条において準用する法第二十五条の二第一項に規定する特定期間及び同条第二項に規定する猶予期間は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。
- ロ 個人型年金加入者等(法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等をいう。以下同じ。)に係る連運管理業務を行う確定拠出年金連運管理機関があらかじめ連合会に指定運用方法及び当該指定運用方法を選定した理由を提出することとされていること。

六 年金給付(法第七十三条において準用する法第三十一条第一項に規定する年金給付をいう。以下同じ。)の支払期月は、毎年一定の時期であること。

七 一時金として支給される給付は、その全額が一時に支給されるものであること。

八 その他他法令に違反する事項がないこと。

(個人型年金規約の公告)

第三十条 法第五十六条第三項(法第五十七条第二項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、法第五十六条第二項の規定による通知を受けた後速やか

分の変更に伴い変更する場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、第三十五条第一号イに規定する個人型掛金拠出単位期間につき一回に限り変更することができるものであること。

に、官報に掲載して行うほか、連合会の事務所
の掲示板に掲示し、かつ、厚生労働省令で定め
るところにより、電気通信回線に接続して行う
自動公衆送信（公衆によって直接受信されるこ
とを目的として公衆からの求めに応じ自動的に
送信を行うことをい）、放送又は有線放送に該
当するものを除く。）により行うものとする。

第三十一条

法第六十条第一項の規定による運営
管理業務の委託は、確定拠出年金運営管理機関
からの当該運営管理業務の委託を受けた旨の
申出に基づいて行うものとする。

2 連合会は、確定拠出年金運営管理機関から前
項の規定による申出があった場合は、当該確定
拠出年金運営管理機関に当該運営管理業務を委
託しなければならない。ただし、当該確定拠出
年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当
するときは、この限りでない。

一 法第六十条第二項各号のいずれかに該当す
る者であるとき。

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第二号
に規定する運用の方法の選定及び加入者等に
対する提示の業務の委託を受けようとする確
定拠出年金運営管理機関については、個人型
年金加入者等に対する確定拠出年金運営管理
機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針
を定めず、又は当該勧誘方針を金融サービス
の提供及び利用環境の整備等に関する法律施
行令第十四条に定める方法により公表してい
ない者であるとき。

三 その他当該運営管理業務を個人型年金規約
に従い適正かつ確実にを行うことができないと
認められるとき。

3 連合会は、法第六十条第一項の規定により個
人型年金加入者等に係る運営管理業務の委託を
行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければ
ならない。

一 運営管理業務のうちいずれの業務について
も、個人型年金加入者等が法第六十五条の規
定により指定することができる確定拠出年金
運営管理機関が一以上あること。

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第一号
ロ又はハに掲げる業務（個人型年金加入者等
が企業型年金の個人別管理資産を有する場合
における個人別管理資産に係るものを除く。）
については、二以上の確定拠出年金運営管理
機関が行うこととならないこと。

4 連合会は、前項各号に掲げる要件を満たした
ら必要があるとき認めるときは、第一項の規定
にかかわらず、同項の規定による申出を行わな
い確定拠出年金運営管理機関に業務の委託をす
ることができる。

第三十二条

前条第三項の規定は、法第六十条第
三項の規定による確定拠出年金運営管理機関の
運営管理業務の再委託について準用する。

第三十三条

連合会は、法第六十一条第一項の規
定により同項第一号、第二号又は第五号に掲げ
る事務を委託したときは、遅滞なく、受託した
者の名称及び住所並びに委託した事務の内容を
厚生労働大臣に届け出なければならない。その
届け出た事項に変更が生じたときも、同様とす
る。

第三十四条

法第六十一条第二項の政令で定める
金融機関は、銀行、株式会社商工組合中央金
庫、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、労
働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連
合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同
組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連
合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組
合連合会、共済水産業協同組合連合会、信託会
社、保険会社及び無尽会社とする。

（法第六十一条第一項第二号の政令で定める者）
第三十四条の二 法第六十二条第一項第二号の政
令で定める者は、次の各号のいずれかに該当す
る者とする。

一 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年
金加入者以外の企業型年金加入者であつて、
企業型年金規約において第十一条の二第一項
各号のいずれかの事項を定めている企業型年
金の企業型年金加入者

二 次のいずれかに該当する者

イ 他制度加入者（企業型年金加入者でない
者に限る。）であつて、その者に係る他制
度掛金相当額が三万五千円を上回り、か
つ、二万円から、当該他制度掛金相当額か
ら三万五千円を控除した額を控除した額が
個人型年金規約で定める個人型年金加入者
掛金の最低額を下回るもの

ロ 厚生年金保険法第二条の五第一項第二号
に規定する第二号厚生年金被保険者（第三
十六条第五号において「第二号厚生年金被

保険者」という。）又は同項第三号に規定
する第三号厚生年金被保険者（第三十六条
第五号において「第三号厚生年金被保険
者」という。）であつて、その者に係る第
三十六条第五号に規定する共済掛金相当額
が三万五千円を上回り、かつ、二万円か
ら、当該共済掛金相当額から三万五千円を
控除した額を控除した額が個人型年金規約
で定める個人型年金加入者掛金の最低額を
下回るもの

第三十四条の三

法第六十二条第二項第二号の老
齢又は退職を支給事由とする年金である給付で
あつて政令で定めるものは、次のとおりとす
る。

一 国民年金法附則第九条の二第三項若しくは
第九条の二の二第三項又は国民年金法等の一
部を改正する法律（平成六年法律第九十五
号）附則第二十七条第二項の規定による老齢
基礎年金

二 厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は
第十三条の四第三項の規定による老齢厚生
年金

第三十五条

個人型年金加入者掛金の拠出の方法
は、次の各号に掲げる個人型年金加入者の区分
に応じて当該各号に定める方法とする。

一 第三十六条第一号、第二号又は第六号に掲
げる者 次に掲げるいずれかの方法

イ 個人型年金加入者期間の計算の基礎とな
る期間（国民年金法の保険料の納付が行わ
れた月（同法第八十八条の二、第八十九条
第一項（第一号又は第三号に係る部分に限
る。）又は第九十四条の六の規定により同
法の保険料を納付することを要しないもの
とされた月を含む。第三十六条第一号にお
いて「国民年金保険料納付月」という。）
に限る。以下この条及び次条第一項におい
て同じ。）につき、十二月から翌年十一月
までの十二月間（個人型年金加入者がこの
間に、その資格を取得した場合にあつては
その資格を取得した月から起算し、その資
格を喪失した場合にあつてはその資格を喪
失した月の前月までの期間。以下この条及
び次条第一項において「個人型掛金拠出単
位期間」という。）を単位として拠出する
方法

ロ 個人型年金加入者期間の計算の基礎とな
る期間につき、個人型年金規約で定めると
ころにより、個人型掛金拠出単位期間を区
分して、当該区分した期間ごとに拠出する
方法

二 第三十六条第三号から第五号までに掲げる
者 個人型年金加入者期間の計算の基礎とな
る期間につき、個人型掛金拠出単位期間を一
月ごとに区分した期間ごとに拠出する方法
（中小事業主掛金の拠出の方法）

第三十五条の二

中小事業主掛金の拠出は、個人
型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につ
き、個人型年金加入者掛金の拠出に応じて、個
人型掛金拠出単位期間を単位として拠出するこ
ととする。ただし、個人型年金規約で定めると
ころにより、前条第一号ロに掲げる方法による
個人型年金加入者掛金の拠出に応じて、同号ロ
の区分した期間ごとに拠出することができる。

2 中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定
し、若しくは変更する場合又は中小事業主掛金
を拠出しないこととする場合は、その使用する
厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定
する第一号厚生年金被保険者（法第六十二条第
二項各号のいずれかに該当する者を除く。）の
過半数で組織する労働組合があるときは当該労
働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数
で組織する労働組合がないときは当該第一号厚
生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を
得なければならない。

（拠出限度額）
第三十六条 法第六十九条の政令で定める額は、
個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間
の各月の末日における次の各号に掲げる個人型
年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額
を合計した額とする。

一 法第六十九条に規定する第一号加入者及び
第四号加入者 六万八千円（国民年金法第八
十七条の二第一項の規定による保険料又は国
民年金基金の掛金の納付に係る月にあつて
は、六万八千円から当該保険料又は掛金の額
（その額が六万八千円を上回るときは、六万
八千円）を控除した額）（国民年金保険料納
付月以外の月にあつては、零円）

二 法第六十九条に規定する第二号加入者（次
号から第五号までに）において「第二号加入者」
という。）であつて、次号から第五号までに
掲げる者以外のもの 二万三千円

三 第二号加入者であつて、企業型年金加入者であるもの（次号に掲げる者を除く。）二万円（事業主掛金の拠出に係る月であつて、当該事業主掛金の額が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該事業主掛金の額から三万五千円を控除した額を控除した額）

四 第二号加入者であつて、他制度加入者であるもの 二万円（他制度掛金相当額（その者が企業型年金加入者である場合において、事業主掛金の拠出に係る月にあつては、当該事業主掛金を加えた額）が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該他制度掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

五 第二号加入者であつて、第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者であるもの 二万円（共済掛金相当額（第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者のそれぞれについて事業主掛金に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。）が三万五千円を上回るときは、二万円から、当該共済掛金相当額から三万五千円を控除した額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。））

六 法第六十九条に規定する第三号加入者 二万三千円

第三十六条の二 第三十五条第一号に掲げる方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合又は第三十五条の二第一項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合（十二月から翌年十一月までの十二ヶ月間に個人型年金加入者の資格を喪失した後、再び個人型年金加入者の資格を取得した者に係る個人型年金加入者の拠出する場合を含む。）におけるその拠出することとなつた日に係る個人型年金加入者掛金又は中小事業主掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、十二月からその拠出することとなつた日の属する月の前月までの各月の末日における前条各号に掲げる個人型年金加入者の区分に応じて当該各号に定める額（その拠出に係る拠出区分期間以前の拠出区分期間に同条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額（その拠出に係る拠出区分期間より前の拠出区分期間に同条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に係る拠出区分期間がある場合にあつては、当該拠出区分期間に係る個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の額を除く。）の総額を控除した額を超えてはならない。

第三十五条第二号に定める方法により個人型年金加入者掛金を拠出する場合におけるその拠出することとなつた日に係る個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる期間につき、その拠出することとなつた日の属する月の前月の末日における前条第三号から第五号までに掲げる個人型年金加入者の区分に応じて同条第三号から第五号までに定める額を超えてはならない。

第一項の「拠出区分期間」とは、第三十五条第一号口又は第二号の区分した期間をいう。（企業型年金に係る運用、給付及び行為準則に関する規定の技術的読替え）

第三十七条 法第七十三条の規定により法第二章第四節及び第五節並びに第四十三条第一項から第三項まで及び第四十八条の二（同条に規定する資料提供等業務に係る部分に限る。）の規定を準用する場合において、法第七十三条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二十二項	企業型年金の	個人型年金の
第二十三項	運用関連業務を行う以下「個人型運用関連業務を含む。」	連運管理機関
第二十四項	以下「企業型運用関連業務管理機関等	
第二十五項	三以上（簡易企業三以上）	
	型年金を実施する	
	事業主から委託を	
	受けて運用関連業	
	務を行う確定拠出	
	年金運管管理機関	
	（運用関連業務を	
	行う簡易企業型年	
	金を実施する事業	

第二十三項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第二十四項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第二十五項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第二十六項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第二十七項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第二十八項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第二十九項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十一項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十二項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十三項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十四項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十五項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十六項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十七項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十八項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第三十九項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十一項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十二項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十三項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十四項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十五項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十六項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十七項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十八項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第四十九項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務
第五十項	企業型運用関連業務	個人型運用関連業務

第二十五項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第二十六項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第二十七項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第二十八項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第二十九項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十一項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十二項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十三項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十四項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十五項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十六項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十七項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十八項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第三十九項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十一項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十二項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十三項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十四項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十五項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十六項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十七項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十八項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第四十九項	企業型年金加入者	個人型年金加入者
第五十項	企業型年金加入者	個人型年金加入者

行うものを除く」と、同法第二百二十八条の二中「業務」とあるのは「業務（確定拠出年金法第七十七条第一項の規定により基金が行うものを除く。）とする。

第四章 個人別管理資産の移換

（個人別管理資産の移換期限）
第四十五条の二 企業型年金が終了した場合における法第八十条及び第八十二条の規定による個人別管理資産の移換は、当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に行うものとする。

（企業型年金加入者となった者の個人型年金加入者の資格の喪失）
第四十五条の三 個人型年金加入者が、企業型年金加入者の資格を取得した場合であつて、法第八十条第一項の規定により個人別管理資産を移換するときは、当該企業型年金加入者の個人型年金加入者の資格は、当該企業型年金の企業型年金加入者となった日に喪失するものとする。ただし、当該企業型年金加入者が企業型年金の資産管理機関に当該個人型年金の個人別管理資産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることを申し出たときは、この限りでない。

（企業型年金の個人別管理資産の移換の特例）
第四十五条の四 法第八十条第二項の規定は、乙企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、乙企業型年金の法第二十八条第一号の老齢給付金の受給権を有する者については、適用しない。

（企業型年金に係る運用の指図に関する規定の準用）
第四十五条の五 法第八十二条の二の規定により法第八十二条第一項の規定により移換される個人別管理資産がある場合については、法第二十五条の二の規定を準用する場合においては、法第八十二条の二の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる法第二十五条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

Table with 2 columns: 記列号各項一第 (Left column) and 規約 (Right column). The right column contains the text from the previous block regarding the application of provisions.

Table with 4 columns: 号二第項一第, 号一第項一第, 分, 部の外以. It contains detailed text for the application of provisions, including references to specific articles like 第六十六条第三項 and 第七十三条.

Table with 4 columns: 号一第項一第, 分, 部の外以, 記列号各項一第. It contains detailed text for the application of provisions, including references to specific articles like 第七十三条 and 第六十六条第三項.

Table with 4 columns: 号二第項一第, 号一第項一第, 分, 部の外以, 記列号各項一第. It contains detailed text for the application of provisions, including references to specific articles like 第七十三条 and 第六十六条第三項.

第四十六条 (個人別管理資産を移換する際の通知等) 企業型年金の企業型記録関連連運管管理機関等は、法第八十三条第一項各号に掲げる者があるときは、その者の氏名及び住所、同項の規定により移換した個人別管理資産額その他の事項を、連合会が法第六十条第一項の規定により連運管管理業務を委託した確定拠出年金連運管管理機関であつて法第八十三条第一項の規定に

より個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したものに通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に關し必要な通知その他の手続は、厚生労働省令で定める。

(個人別管理資産の移換に關する事項の説明義務)

第四十六條の二 事業主は、その実施する企業型年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したとき、又は当該企業型年金が終了したときは、法第八十條、第八十二條及び第八十三條の規定による個人別管理資産の移換に關する事項について、当該加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者(次項において「企業型年金加入者資格喪失者」という。)に説明しなければならない。

2 企業型年金の企業型記録連運管理機関等は、法第五十四條の四、第五十四條の五、第八十條若しくは第八十二條又は中小企業退職金共済法第三十一條の三の規定による申出をしていない者であつて、法第八十三條第一項の規定により連合会に個人別管理資産を移換されていない企業型年金加入者資格喪失者であるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、これらの規定による個人別管理資産の移換に關する事項について説明しなければならない。

3 連合会は、連合会移換者(法第五十五條第二項第六号に規定する連合会移換者をいい、厚生労働省令で定める者を除く。)に対して、厚生労働省令で定めるところにより、個人別管理資産の移換に關する事項について説明しなければならない。

第五章 確定拠出年金運管管理機関
第五十條 確定拠出年金運管管理機関(確定拠出年金運管管理業を営むことができる金融機関)

第四十七條 法第八十八條第二項の政令で定める金融機関は、第三十四條に規定する金融機関とする。

(登録の拒否に係る法律)
第四十八條 法第九十一條第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)、水産

業協同組合法、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。協同組合による金融事業に關する法律(昭和二十四年法律第八十三号)、投資信託及び投資法人に關する法律、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、預金等に關する不当契約の取締に關する法律(昭和三十一年法律第三百三十六号)、国民年金法、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)、協同組織金融機関の優先出資に關する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)、資産の流動化に關する法律、金融サービス提供及び利用環境の整備等に關する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)、信託業法(平成十六年法律第五十四号)及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)とする。

(登録の拒否に係る者)
第四十九條 法第九十一條第一項第五号の政令で定める者は、次のとおりとする。
一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取扱われている者
二 法、厚生年金保険法及び前条に規定する法律に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わし、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
三 その他前二号に準ずるものとして主務省令で定める者
(業務の引継ぎ)
第五十條 法第九十八條の規定による運管管理業務の引継ぎは、同条各号のいずれかに該当するに至つた後速やかに、主務省令で定める事項を記録した書類(これに相当するもので主務省令で定めるものを含む。)を当該運管管理業務を承継する確定拠出年金運管管理機関に引き渡すことによつて行うものとする。

第五十一條 法第百條第四号の政令で定める事項は、次のとおりとする。
一 委託又は再委託を受けることができる運管管理業務の種類及び内容
二 再委託しようとする確定拠出年金運管管理機関の名称及び住所並びに再委託しようとする運管管理業務の内容

三 業務の状況(再委託しようとする確定拠出年金運管管理機関の業務の状況を含む。)
四 法の規定による運管管理業務に係る処分がある場合にあつては、当該処分の内容を含む。
第五十二條 削除
(企業年金基金又は国民年金基金が確定拠出年金運管管理機関となる場合における確定給付企業年金法及び国民年金法の適用)
第五十三條 法第百八條第一項の規定により企業年金基金の業務が行われる場合には、確定給付企業年金法第九十三條中「含む」とあるのは、「含む、確定拠出年金法第百八條第一項の規定により基金が行うものを除く」とする。
2 法第百八條第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第百二十八條第五項中「含む」とあるのは「含む、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第百八條第一項の規定により基金が行うものを除く」と、同法第百二十八條の二中「業務」とあるのは「業務(確定拠出年金法第百八條第一項の規定により基金が行うものを除く)」とする。

第五十四條 削除
第六章 雜則
第五十五條 (主務大臣)
第五十六條 法第六章における主務大臣は、厚生労働大臣及び内閣総理大臣とする。
2 厚生労働大臣及び金融庁長官は、法第百三條第一項の規定により報告の徴収又は質問若しくは検査(第五十八條において「報告の徴収等」という。)の権限を行使するときは、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。
(主務省令)
第五十六條 法における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令とする。
2 この政令における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令とする。
第五十七條 (厚生労働大臣の権限の委任)
第五十七條 この政令で規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
(金融庁長官の権限の委任)
第五十八條 法第百四十五條第五項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条におい

て「長官権限」という。)のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八條第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長(当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。
一 銀行 本店(銀行法第四十七條第一項の規定により同法第四條第一項の免許を受けたもの)にあつては、同法第四十七條第一項に規定する主たる外国銀行支店)の所在地
二 信用金庫 主たる事務所の所在地
三 労働金庫(一の都道府県の区域を超えない区域を地区とするものに限る。) 主たる事務所の所在地
四 信用協同組合 主たる事務所の所在地
五 農業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
六 漁業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
七 水産加工業協同組合(都道府県の区域を超える区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
八 信用協同組合連合会(全国を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
九 農業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
十 漁業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
十一 水産加工業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
十二 共済水産業協同組合連合会(都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものを除く。) 主たる事務所の所在地
十三 金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者又は同條第十二項に規定する金融商品仲介業者 本店又は主たる事務所

(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所)の所在地

十四 信託会社 本店(信託業法第五十三条第一項の免許又は同法第五十四条第一項の登録を受けたものにあつては、同法第五十三条第一項に規定する主たる支店)の所在地

十五 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者 主たる営業所又は事務所の所在地

十六 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等(前号に掲げる者を除く。) 主たる営業所又は事務所の所在地

十七 資産の流動化に関する法律第二百八条第一項に規定する特定譲渡人又は同法第二百二十四条に規定する原委託者(前各号、次号及び第十九号に掲げる者を除く。) 本店又は主たる事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所)の所在地

十八 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者、同条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者(それぞれ一の都道府県の区域内のみ事務所有するものに限る。) 主たる事務所の所在地

十九 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。) 主たる営業所又は事務所の所在地

2 長官権限のうち、法第百三条第一項の規定による報告の徴収等の権限は、確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

3 法第八十八条第一項の登録を受けている第一項各号に掲げる者に係る長官権限(報告の徴収等の権限を除く。)は、これらの者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長)に委任する。

4 長官権限のうち、報告の徴収等の権限で確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所以外の営業所(以下この条において「従たる営業所」という。)に関するものについては、第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長)も行うことができる。

5 前項の規定により確定拠出年金運営管理機関の従たる営業所に対して報告の徴収等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、これらの確定拠出年金運営管理機関の主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対して報告の徴収等の必要を認めるときは、当該主たる営業所又は当該従たる営業所以外の従たる営業所に対し、報告の徴収等を行うことができる。

6 前各項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

7 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。(法附則第二条の二第一項の脱退一時金の支給要件等)

第五十九条 法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除して得た額とする。

一 脱退一時金の支給を請求した日(以下この項及び次条第二項において「請求日」という。)が属する月の前月の末日における企業型年金の個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者)が拠出することとなつていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日まで間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

五 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日まで間に移換するもの額

十一 条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日まで間に移換するもの額

2 法附則第二条の二第一項第二号の政令で定める額は、一万五千円とする。

3 法附則第二条の二第三項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の企業型年金規約で定める日(その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。)における当該企業型年金の個人別管理資産額とする。(法附則第三条第一項の脱退一時金の支給要件等)

第六十条 法附則第三条第一項第六号の政令で定める期間は、一年以上五年以下とする。

2 法附則第三条第一項第六号の個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額は、第一号から第三号までに掲げる額を合算した額から第四号及び第五号に掲げる額を合算した額を控除した額とする。

一 請求日が属する月の前月の末日における個人別管理資産の額

二 企業型年金加入者の資格を喪失した日までに事業主(企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者)が拠出することとなつていた掛金であつて、請求日が属する月の前月の末日までに拠出していないものの額

三 法第五十四条第一項若しくは第五十四条の二第一項の規定に基づき企業型年金の資産管理機関に移換することとなつていた資産又は法第七十四条の二第一項の規定に基づき連合会に移換することとなつていた資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日まで間に移換されたものの額

四 法第三条第三項第十号に掲げる事項を規約で定めている場合にあつては、当該規約により事業主に返還されることとなる額

五 法第五十四条の四第二項、第五十四条の五第二項若しくは第七十四条の四第二項又は中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により移換することとなつていた個人別管理資産であつて、請求日が属する月の初日から請求日まで間に移換するもの額

4 法附則第三条第四項の政令で定める額は、同条第一項の請求をした者の当該請求をした日以後の個人型年金規約で定める日(その支給を請求した日から起算して三月を経過する日までの間に限る。)における当該個人別管理資産額とする。

5 法附則第三条第一項第六号に規定する通算拠出期間を算定する場合において、同一の月が同時に同号に規定する企業型年金加入者期間(法第五十四条第二項又は第五十四条の二第二項の規定により算入された法第三十三条第一項の通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。)及び同号に規定する個人型年金加入者期間(法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条において準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間を含む。以下この項において同じ。)の算定の基礎となるときは、その月は、企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間のうち一の期間についてのみ、その算定の基礎とするものとする。

6 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)は、法附則第三条第一項の規定による支給の請求は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出と同時にに行わなければならない。

附則 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

第一条 (適格退職年金契約に関する特例)

第二条 法第四条第一項第二号(法第五条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める年金制度は、平成二十四年三月三十一日(以下この条において「適用終了日」という。)までの間、第四条に規定する確定給付企業年金のほか、法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約(以下この条において「適格退職年金契約」という。)に基づく年金制度とする。

2 法第二十条の政令で定める額は、適用終了日までの間、企業型年金加入者であつて当該企業型年金の事業主が締結している適格退職年金契約に係る法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)附則第十六条第一項第二号に規定する

受益者等（以下この条において「受益者等」という。）のうち、当該事業主が当該適格退職年金契約に基づき同号に規定する掛金等の払込みを行っているものについては、二万五千五百円とする。

3 法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二条第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより事業主に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第十六条第一項第七号ハに規定する過去勤務債務等の現在額がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が、その者が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に同意しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日とする。

4 法第六十二条第一項第二号の政令で定める者は、適用終了日までの間、第三十五条各号に掲げる者のほか、適格退職年金契約に係る受益者等（事業主が当該適格退職年金契約に基づき法人税法施行令附則第十六条第一項第二号に規定する掛金等の払込みを行っているものに限る。）とする。

附則（平成一三年九月五日政令第二八五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年九月五日政令第二八六号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年九月五日政令第二八七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年九月五日政令第二八八号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年九月五日政令第二八九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

附則（平成一三年九月五日政令第二九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月一三日政令第四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年八月一日政令第二七一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

附則（平成一四年八月一日政令第二七一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

附則（平成一四年八月一日政令第二七一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二二日政令第四九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年五月三〇日政令第二三九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年七月三〇日政令第三四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年七月三〇日政令第三四三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日政令第九〇号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一六年八月二三日政令第二五五号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一六年八月一日から施行する。

附則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年七月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第二三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成一九年八月一日から施行する。

貯金」と、同条第二号中「簡易生命保険の保険料」とあるのは、「旧簡易生命保険（郵政民営化料）等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条に規定する簡易生命保険をいう。以下この号において同じ。）の保険料」と、同号ロ中「簡易生命保険」とあるのは、「旧簡易生命保険」とする。

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年九月二〇日政令第二九二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一月七日政令第三二九号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十一月十九日）以下「施行日」という。から施行する。

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年五月二一日政令第一八〇号）抄
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二〇年七月二五日政令第二三七号）抄
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二一年七月二九日政令第一九三号）
この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二三年八月一〇日政令第二五五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一月二八日政令第三五八号）
この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附則（平成二四年七月一九日政令第一九五号）
この政令は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月二四日政令第七三三号）抄
この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二五年改正法」という。）の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年六月一八日政令第二一四号）
この政令は、平成二六年十月一日から施行する。

附則（平成二六年七月二日政令第二四六号）
この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二六年十二月一日）から施行する。

附則（平成二七年九月三〇日政令第三四二号）抄
この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二七年二月二日政令第四〇二号）
この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則（平成二八年三月二五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二八年六月二四日政令第二四五号）
この政令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

者をいう。次項において同じ。）であったものについて、同法附則第三条第一項の規定を適用する場合には、同項第三号中「者に」とあるのは、「者（第四号厚生年金被保険者を除く。）に」とする。

3 平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の請求を行っていない者のうち、同月一日から施行日の前日までのいずれかの日において同項各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当するに至つたもの（同年九月三十日において同項各号のいずれにも該当し、かつ、同年十月一日において同項各号（第四号厚生年金被保険者である場合にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当するもの）が施行日から起算して六月を経過する日までの間において当該請求を行った場合（当該請求を行った日において同条第一項各号のいずれかに該当しない場合に限り）における同項の規定の適用については、当該請求は、当該該当するに至つた日（継続要件該当者にあつては、同年十月一日とする。第一号において「要件該当日」という。）において行ったものとみなす。この場合において、同項第三号中「者に」とあるのは、「者（第四号厚生年金被保険者を除く。）に」とする。

要件該当日において第四号厚生年金被保険者であつたこと。

二 施行日において確定拠出年金法附則第三条第一項各号のいずれかに該当しないこと。

三 平成二十七年十月一日から施行日の前日までの間に確定拠出年金法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。

附則（平成二八年三月二五日政令第七八号）抄
この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年六月二四日政令第二四五号）
この政令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二八年九月二三日政令第三一〇号）

この政令は、平成二十九年一月一日から施行し、第三条の規定による改正後の国民年金基金令第二十七条第一項（同令第五十一条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年年度の予算から適用する。

附則（平成二九年二月八日政令第一五号）
この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

第二条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において企業型年金加入者（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）である者に係る企業型年金加入者掛金（同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金をいう。）の額の施行日における変更については、当該企業型年金加入者掛金の拠出の方法の変更を伴う場合に限り、第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（次項において「新令」という。）第六条第五号の規定は、適用しない。

第二条 この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

第三条 前条に規定するもののほか、この政令の施行に關し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附則（平成二九年八月一四日政令第二二二号）抄
この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）
この政令は、平成二九年一月一日から施行する。

この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）

この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）

この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）

この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二七日政令第二九二号）

の日（平成三十年五月一日）から施行する。ただし、第八条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

附 則（平成三〇年八月一日政令第三三六号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二〇日政令第四〇号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月三日政令第一四二号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附 則（令和二年六月五日政令第一七八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年七月八日政令第二一七号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、改正法施行日（令和二年十二月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この政令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年二月二三日政令第三六九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月二日政令第一六二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第二十条中確定拠出年金法施行令第七条第二項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月六日政令第二二九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十条の規定、第三十二条の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第二項、第三十二條第一項、第三十三條第一項及び第六十四條第六項の改正規定を除く。）、第四十三條及び第四十四條の規定、第四十五條の規定（所得税法施行令第七十條第一項第二号の改正規定（「十四年」を「十九年」に改める部分に限る。）を除く。）並びに第四十六條及び第四十七條の規定並びに附則第二十五條の規定、令和四年五月一日

二 第六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第七条、第十一条及び第十四條の規定、第三十三條の規定（平成二十六年経過措置政令第三条第四項及び第七項の改正規定に限る。）並びに第三十七條、第三十九條及び第五十五條から第六十五條までの規定、令和四年十月一日

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。）の事業主が実施している企業型年金（同条第二項に規定する企業型年金をいう。）の企業型年金加入者（同条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）に係る拠出限度額（同法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）についての第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（以下「新令」という。）第十一条及び第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第

四項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（以下「読替後の旧令」という。）第十一条の規定の適用については、新令第十一条第二号及び読替後の旧令第十一条第二号中「零」とあるのは、「二万七千五百円」とする。ただし、この政令の施行の日以後に、当該事業主が同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。

附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。）の事業主が実施している企業型年金（同条第二項に規定する企業型年金をいう。）の企業型年金加入者（同条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）に係る拠出限度額（同法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）についての第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（以下「新令」という。）第十一条及び第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第

四項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（以下「読替後の旧令」という。）第十一条の規定の適用については、新令第十一条第二号及び読替後の旧令第十一条第二号中「零」とあるのは、「二万七千五百円」とする。ただし、この政令の施行の日以後に、当該事業主が同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。

附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。）の事業主が実施している企業型年金（同条第二項に規定する企業型年金をいう。）の企業型年金加入者（同条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）に係る拠出限度額（同法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）についての第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（以下「新令」という。）第十一条及び第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第

四項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（以下「読替後の旧令」という。）第十一条の規定の適用については、新令第十一条第二号及び読替後の旧令第十一条第二号中「零」とあるのは、「二万七千五百円」とする。ただし、この政令の施行の日以後に、当該事業主が同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。

附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和六年一月三一日政令第二二二号）抄

（施行期日）
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に厚生年金適用事業所（確定拠出年金法第二条第四項に規定する厚生年金適用事業所をいう。）の事業主が実施している企業型年金（同条第二項に規定する企業型年金をいう。）の企業型年金加入者（同条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）に係る拠出限度額（同法第二十条に規定する拠出限度額をいう。）についての第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行令（以下「新令」という。）第十一条及び第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第

四項の規定により読み替えられた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令（以下「読替後の旧令」という。）第十一条の規定の適用については、新令第十一条第二号及び読替後の旧令第十一条第二号中「零」とあるのは、「二万七千五百円」とする。ただし、この政令の施行の日以後に、当該事業主が同法第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合その他の厚生労働省令で定める場合に該当したときは、当該厚生労働省令で定める場合に該当するに至った日以後においては、この限りでない。

附 則（令和五年一〇月六日政令第三〇号）

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。